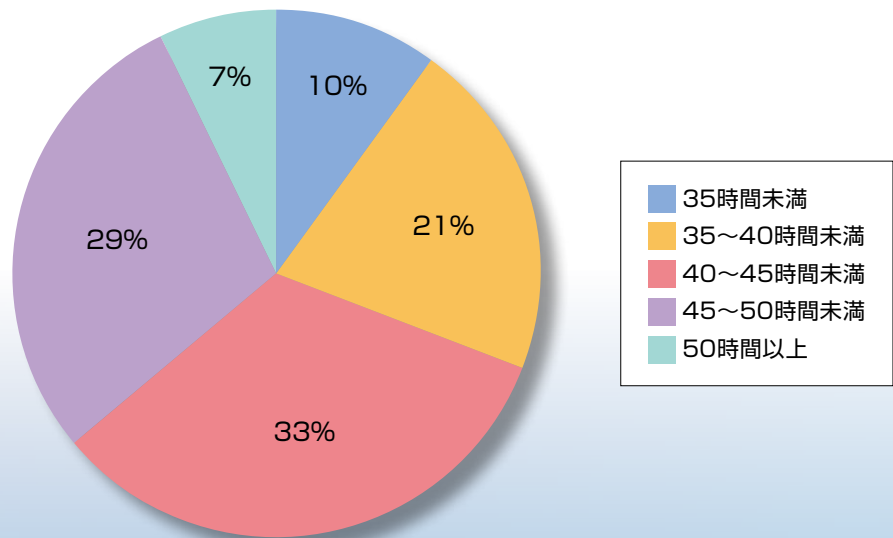
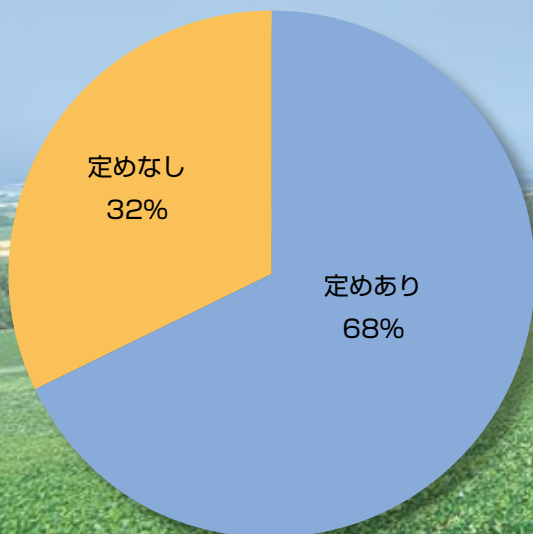


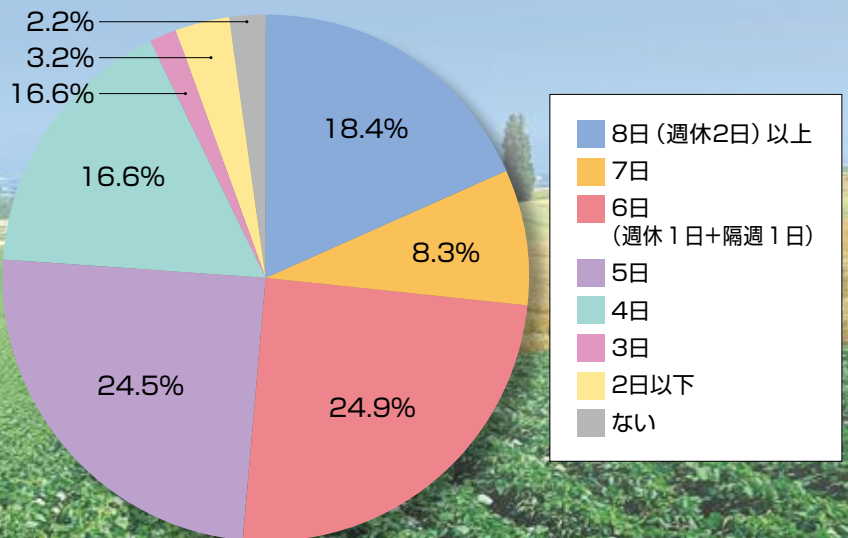
週の所定労働時間



所定の休日



1ヶ月の休日数



出展：農業法人等の雇用の実態に関する調査（2010年3月）

長時間労働の抑

適切な労働時間で、就業意欲を高めよう

農作業機械の進展等に伴い、単位面積あたりにおける労働時間は減少する傾向にあります。一方で、経営規模の拡大や6次産業化への取り組みなどにより、経営全体に係る労働時間としては長時間労働となる場合があります。

増加する労働時間は多くの弊害を引き起こします。過剰な長時間労働は従業員の作業効率の低下や就労に対するモチベーションの低下だけでなく、従業員定着率の悪化を引き起こします。

今号では、労働時間の管理について特集します。

労働時間を把握しよう

経営面積の拡大や6次産業化への取り組みなどで事業を拡大していく際には、従業員の育成と同時に労働時間にも配慮し、必要であれば従業員を新たに採用するなど効率良く従業員を活用することが求められます。従業員の能力を最大限活用するためにも、従業員の年間労働時間を把握して、長時間労働を強いていないか事業主として確認しておくことが重要です。

1. 法定労働時間と所定労働時間

労働基準法では、一般的に「使用者

は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。1週間の各日については、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。」としています。ただし、農業は天候に左右されやすく、農閑期に休養を取得しやすいため、農閑期に除外されています。このため、農業では1日や1週間あたりの所定労働時間を自由に設定することができます。ここで気をつ

けることは、使用者は「何時間でも働かせて良い」という考えではなく、農繁期に長くなった労働時間を、農閑期で短縮するなどして年間を通じて労働時間を管理していくことが求められます。

2. 年間の所定労働時間を設定する

年間の所定労働時間を設定する際、1日の所定労働時間は年間を通じて一定とすることも可能ですが、農繁期と農閑期で業務量に大きな差が出る場合は、季節によって労働時間に差を設けることも可能です。

1週間あたり40時間の労働時間を基準とした場合、年間の所定労働時間は約2,085時間(365日/年÷7日/週×40時間/週)となります。これを12か月で割ると、1か月あたりの労働時間は約174時間です。

なお、他産業も含めた月間労働時間は表2の通りです。従業員に長時間労働を課している場合は、労働時間の短縮とともに、従業員にとって仕事と生活の両立が図られるような配慮が必要です。

3. 長時間労働の弊害

パートタイムを含めた年間総労働時間は減少傾向にあり、近年では1、800時間前後の水準となっているものの、いわゆる正社員等については、000時間前後で推移しており、労働時間は依然として高い水準にあります。

長期間にわたる長時間労働やそれによる睡眠不足に由来する疲労の蓄積が血圧の上昇などを生じさせ、その結果、脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。

また、睡眠不足により疲労が蓄積した状態では農作業事故発生やヒヤリハットの危険をはじめ、作業の質・量ともに低下することが考えられます。

4. 従業員の健康に配慮する

長時間労働が原因で従業員が体調不良となつては、農場の生産性も上がりず経営にとつてもマイナスです。従業員の健康障害を防止し、生き生きと仕事に取り組んでもらうためにも、使用者は長時間労働の解消に努めると同時に①年次有給休暇の取得、②健康診断の実施を促進することで、労働者の心身の負担を軽減して、求める能力を100パーセント発揮させることができ、農場の生産性向上につながっていきます。

なお、年次有給休暇の付与日数は表3の通りです。年次有給休暇は雇入れ日から起算して6か月間在籍し、全労働日の8割以上出勤した従業員に対して10労働日の有給休暇を与えなければなりません。年次有給休暇は法律で定められた労働者の権利であり、また、付与日数は法定のものであるため、これを減らすようなことをしてはいけません。

表1 月間労働時間

(厚生労働省：毎月勤労統計調査)

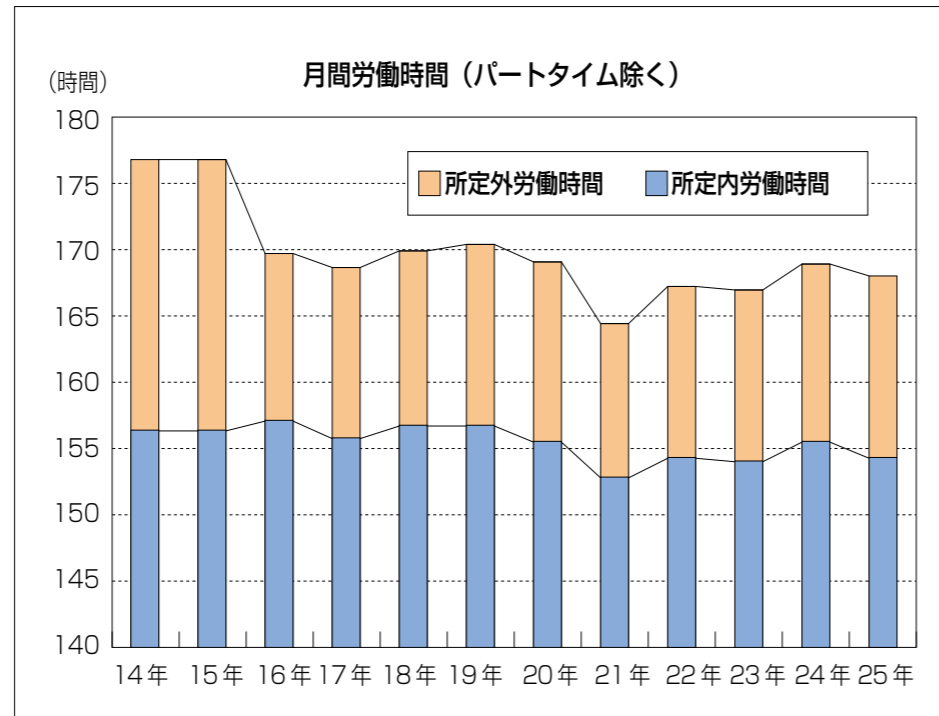


表2 年間労働時間

(厚生労働省：毎月勤労統計調査)

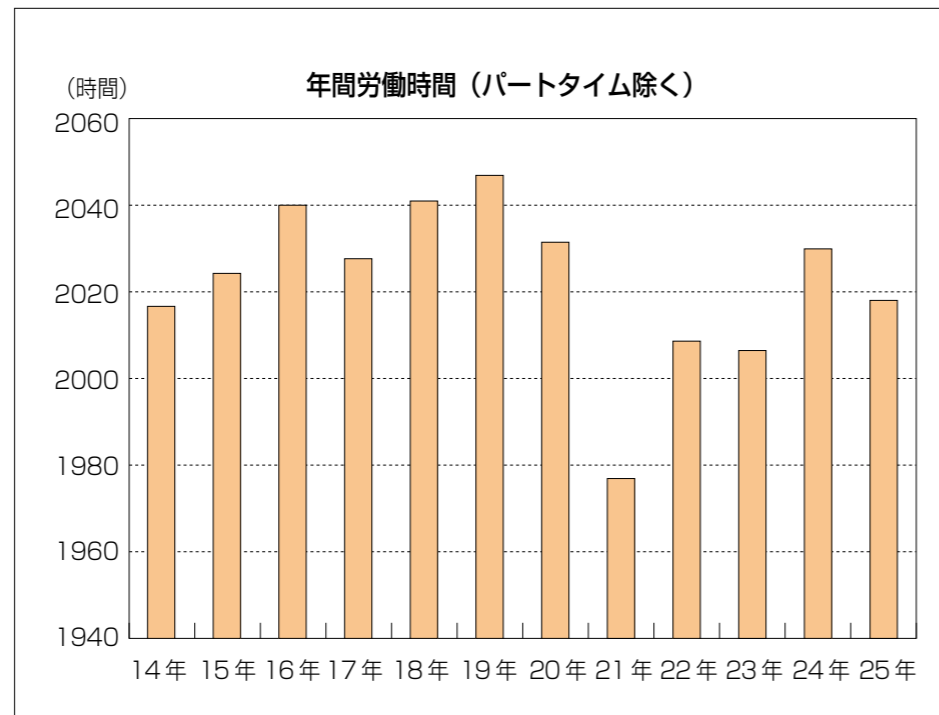


表4 年次有給休暇の付与日数

在籍期間	付与日数
6か月	10日
1年	11日
2年6か月	12日
3年6か月	14日
4年6か月	16日
5年6か月	18日
6年6か月以上	20日

表3 割増賃金の対象となる労働と割増率

時間外労働	25%以上
休日労働	50%以上
深夜労働	25%以上
時間外労働+深夜労働	50%以上
休日労働+深夜労働	50%以上

年次有給休暇の積極的な取得で従業員の心身のフレッシュを図り、就業意欲の維持向上に努めましょう。

ニッポンのNEWS

こんなニュースがありました

NEWS-1 「水田裏作レタスで活性化」 （南種子町農業委員会）

平成26年10月7日（金）／全国農業新聞

長引く米価の価格低迷により、多くの稲作を営む農業者は厳しい状況におかれている。特に水田の裏作については、地域にあった作目の選定が大きな課題となっている。生産条件の悪い水田は遊休農地化する場合もあるという。

種子島にある南種子町も同様の悩みを抱えていたが、今年6月、熊本県熊本市の農業生産法人・有限会社北部農園より、同町の早期水稲裏作を活用してレタス栽培に取り組みたいと相談があった。同町農業委員会は、農地の有効活用と農業振興につながるとして農地の利用集積・流動化を進め、地権者など農家への説明会や同法人の現地調査などを経て、今年度から取り組みることになった。

9月8日には同町役場で南種子町と北部農園が「農地利活用企業立地協定」に調印。その後、農業委員会と同社で土地賃貸借契約に関する契約を締結した。

今年度の栽培は12月から3月末まで。ひと月に5畝分の出荷計画で日量1千ケース、販売金額は1億円を目標とする。わが国ではレタスは冬場に台湾から輸入されているが、上田教二代代表取締役会長は「農産物生産は国内でまかなうべき。南種子町の皆さんとともに発展したい」と話す。

地域振興や地元雇用の促進にもつながり、事業の成功を大いに期待している（梶原弘徳町長）と地元期待は高いが、戸石助美農業委員会会長は「将来的には産地化できれば。ノウハウを学んで地元農業者にもレタス作りに取り組みでほしい」と期待を込める。

南種子町農業委員会では、農業者年金の加入推進にも熱心に取り組んでいる。同町「農業者年金友の会」や認定農業者が集まる会合などで制度の周知を図るほか、ねばり強い戸別訪問を繰り返し実施している。

活動が実を結び、2013年度の新規加入者は6人（目標3人）、うち20歳から39歳以下が5人（目標1人）となり、農業者年金

基金表彰事業「20歳から39歳以下目標達成度合い（目標1人から4人）」の都府県全国第3位の実績をあげている。特に友の会副会長で農業委員の西園茂さんは、39歳以下の若手農業者2人の加入に尽力している。

農業委員会の羽生幸一事務局長は「内容は自信の持てるものであるし、強い意志を持って勧めることが大事。後から“なぜ教えてくれなかった”と言われたいよう、しっかり周知したい」と加入推進に全力を挙げることにしている。

NEWS-2 「のうねん便り」 （メリット多い制度）

平成26年10月7日（金）／全国農業新聞

10月、収穫の秋を迎えています。今回は、保険料の社会保険料控除と前納納付、政策支援を中心にご紹介します。

農業者年金の月々の保険料は、2万円から6万7千円の間で千円単位で自由に設定でき、経営や家計の状況に合わせて積み立てることができます。

納めていただいた保険料は、納税申告する際、全額保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

経営主が家計を1つにする配偶

者や後継者の保険料を支払っている場合は、その合計額が経営主の所得から控除されます。

節税額は適用される税率や保険料額によって差がありますが、支払った保険料の約15〜30%です。

さらに、翌年の保険料を一括で納付する前納納付も可能です。例えば、2014年12月に15年分の前納を行った場合、その保険料は支払った年か翌年のどちらかの確定申告を選択することができます。

この保険料前納納付の変更・申し込みは、11月15日までに「保険料額・納付方法変更申出書」をJAに提出して下さい。

また、保険料は国の補助もあります。月2万円の保険料のうち、3割から5割の補助を受けられます。対象は、認定農業者で青色申告を行っている経営者や、その経営者と家族経営協定を結び経営に参画する配偶者や後継者など、一定の要件を満たす若い農業者です。

農業者年金に関する詳しい内容は、お近くの農業委員会がJAにお問い合わせ下さい。

農業の雇用と労務に関するご相談や質問をお寄せください

月刊かわらばん 11月号

発行元：全国農業会議所・全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階

TEL：03(6910)1126 FAX：03(3261)5131 Eメール：roumu@nca.or.jp

農業雇用改善推進事業ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/>

デザイン制作：株式会社あーす